

令和7年12月定例会 代表質問 中井政友議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「非核兵器平和都市宣言について」

○中井政友 おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、香芝日本共産党を代表して代表質問をさせていただきます。

まず初めに、昨夜、北海道三陸沖地震が起きました。まだ後発地震が起きるかもしれないと、大変危惧されております。私たちも自分たちの備え、そして香芝市の備えをもう一度点検する必要があるのではないかというふうに考えます。

では、今回の代表質問は4点をさせていただきます。

資料のほうは、3番目の産業廃棄物の排水調査結果について、そして4番目の五位堂・志都美小学校建て替え工事に伴う基本設計の私の試算を資料として添付しましたので、併せてご覧ください。

では、始めます。

9月議会、我が党の代表質問に対して市長は、核廃絶は非現実的であり、現政府の核抑止論とNPT、核不拡散条約の推進が必要だと回答されました。我が国は唯一の被爆国として核廃絶は悲願であり、非核三原則を国是としています。また、現在核保有国においては核使用をほのめかす発言がなくなる状態です。核兵器と人類は共存できないことがますます現実味を帯びてきました。核保有国の核兵器先制使用が起こる可能性も高まっており、もし起これば立ちどころに世界は破滅に向かうのが明らかです。そのため、一方では日本被団協がノーベル平和賞を昨年度受賞しました。逆に言えば、今の危機的世界状況を表しています。

このような中、非核平和都市宣言の本市としてあるべき姿が問われると思い、9月議会での我が党の議員の質問に重ねて質問させていただきます。これまでの本市の平和の取組はどのようなであったのか。初めに、本市は平和首長会議に加盟されているのかどうかを質問させていただきます。

○議長(筒井 寛) 仲市長公室長。

○市長公室長 本市におきましては平和首長会議に加盟しております。

以上です。

○中井政友 本市が平和首長会議に加盟したのは2010年です。奈良県では同時に御所市や天理市と一緒に加盟しましたと記録されています。

この平和首長会議の目的、目標はどのようでしょうか。

○市長公室長 平和首長会議は、加盟都市相互の緊密な連帯を通じまして、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困等の諸問題の解消、さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的としております。

○中井政友 平和首長会議は核兵器の廃絶を目標にしていると、そのような大きな目標を持っています。この核兵器禁止条約の早期発効を求めることについては、この平和首長会議はどのように考えられているのでしょうか。

○市長公室長 核兵器禁止条約につきまして日本政府は、アメリカ等の核保有国が参加していないことから、核軍縮を目指す上で現実ではないなどとして、参加しない姿勢を取っております。

本市といたしましても、核兵器禁止条約に参加していない日本政府の考え方に準ずる必要があると考えております。

○中井政友 市長のお考えだと思いますが、令和7年度、今年の8月9日、この平和首長会議の代表である広島市長と副会長である長崎市長が当時の石破茂総理大臣に核兵器廃絶に向けた取組の推進について要望書を提出されています。その内容は、昨年11月から開催予定の第1回核兵器禁止条約再検討会議にまずはオブザーバー参加し、国際社会において対話による外交努力により、核兵器のない世界を実現するための推進力となっていただくとともに、一刻も早く核兵器禁止条約に署名、推進、批准していただくよう強く要望いたしますと、こういうふうに言われています。平和首長会議の立場では、核兵器禁止条約への日本の参加を促されていると思います。

本市の非核平和都市宣言の時期と内容について、次はお伺いいたします。

○市長公室長 昭和60年9月27日に当時の香芝町議会で議決を経て、非核平和都市宣言をしております。宣言の内容につきましては、戦争の惨禍を防止し、恒久平和を実現することは全人類が切実に念願するところである。各核兵器保有国で核軍拡競争が激化している今日、とりわけ核戦争を回避し、原水爆のおそれのない世界を確立することは緊急の課題である。香芝町は、平和を希求する世界連邦に関する宣言都市として、人間が人間を滅ぼす危険を防ぎ、人類永遠の平和を樹立するため、非核三原則の完全実施を願い、最大限の努力を傾注するものである。ここに我々は平和のために貢献する決意を表明するとともに、香芝町が非核都市となることを宣言するとされております。

○中井政友 ありがとうございます。

このような質問は、令和4年9月議会で代表質問について他の議員からも質問を受け、そのように回答されておりました。

さらに、市議会においても過去、核兵器の廃絶を求める決議もされてます。市や議会が独自の考えを持つことは可能ではないでしょうか。

次に、本市教育委員会はこの平和教育についての推進を答弁されていますが、現在もどのようにされているかをお願いいたします。

○**教育部長** 教育部としましては、平和に関する教育に関しましては、学習指導要領に基づきまして子供たちの発達段階に応じて行っており、例えば中学校の社会科におきましては、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させること、また日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について理解させることについて指導することとなっております。

以上でございます。

○**中井政友** ありがとうございます。

平和教育、小学校も毎年、広島平和公園記念館を見学するというような学習をされている。恒久平和を求める、こうした教育も推進されているというふうに理解しました。

変わりまして、今後の市の取組についてお伺いいたします。

今年7月の国民平和行進での出来事です。要請行動日当日になって、市長の核廃絶賛同署名や賛助金が急遽中止になりました。そのXの投稿についても、市長の投稿につきましては、職員の時間を奪った、政治行動を行った、公金を市から支出したことは間違っていたなどを投稿されていました。このことは事実でしょうか。

○**市長公室長** 市長個人のXにおける内容につきましては、この場でお答えするものではないため、答弁は差し控えさせていただきます。

○**中井政友** Xの投稿をアメリカの大統領もよくされていますが、この投稿は公文書扱いをされているというふうに考えます。代表者がXで投稿しても、これは個人的な見解ではなく、公式な見解としてみなされるのが普通でありますので、ぜひ慎重にしていただけたらというふうに思います。

その後、このことに対して、県や市の平和行進実行委員会の役員の方々と話し合うことになりました。細かなこうした市長の考えよりも包摂的な思いが必要だと、市長と話し合うことを提案いたしました。互いの意見交換をすることで合意できた、こうした過去の経験から、こうしたアドバイスをいただいたわけではありますが、しかし話合いがまだ実現しておりません。なぜ実現しないのかをお願いします。

○**市長公室長** 他の公務との調整によりまして意見交換を見送ったものでございます。

○**中井政友** 調整すれば実現可能だという答弁、そういうふうに理解します。

また、年が明ければ、7月当日だけではなく、1か月ぐらい前から実行委員会では準備されますので、ぜひ話合いを早期にしていただけたらというふうに思います。

これまで質疑させていただきましたように、長年の香芝市の平和施策への対応と市長の今の答弁からでは、今までの香芝市の施策とは変わっています。県内で唯一、平和行進に対応しない行政となってしまいました。どこの市町村においても、市長や議長が出迎えて核廃絶に対して賛同なさっていた、こうした状況を鑑みて、香芝市でも検討すべきだと思います。ときの市長の考え一つで、これまで長年積み重ねてきました本市の取組や方針が変わってよいものか。さきの令和4年9月の議会答弁や核廃絶の市議会決議、非核平和都市宣言などの積み重ねの歴史をなくしてよいのでしょうか。

○市長公室長 核兵器の廃絶につきましては、今までも変わらず必要なことであると認識しておりますが、そのための具体的な対応方法につきましては、常に適正に見直していくべきものと考えております。

○中井政友 具体的な対応については考えていくということですね。

私たちは、国際社会に核兵器のない社会を訴え続けてきた被爆者の努力を無にしない、全世界において非核体を広げること、そして全世界規模での核廃絶こそが現実的だと考えます。一つでも核兵器が残れば核戦争が広がることは明らかです。核抑止を強化することは、中国や北朝鮮、ロシアの核軍拡を促し、東アジアの安全保障環境を悪化させることとなります。朝鮮半島の核をめぐっても、核抑止の強化は北朝鮮に核放棄を迫る立場をなくし、日本の国際的な地位も揺らぐこととなります。経済制裁の強化、対話による平和的解決が唯一の道で、合意できる中断や縮小、廃棄の措置を段階的に実施していくことだと考えます。

繰り返しですが、核廃絶への道は、国際的な安保の観点や政治情勢によって、ときの市長が独自の考えで慎重な態度を取ることは理解できても、これまで重ねてきた市議会決議や香芝市が平和施策としてなされてきた経過を見れば、市長は市民の声や市の方針を反映すべきですし、意見が違っても意見交換を排除すべきではないと考えますので、お願いいたします。

「公益通報について」

○中井政友 では、2番目の質問をさせていただきます。公益通報制度についてであります。

9月市議会で他の議員の方が、市の職員の通報をどのように扱われているのかと質問されました。回答は、市には公益通報について要綱を定めている。取り上げるかの判断は、内部の通報は市長公室で行うという回答でした。しかし、それだけでは不十分ではないか。内部の通報を内部で判断するのは公平性や透明性に欠ける。客観的な制度に改める必要があると考え、質疑に取り上げました。

まず、公益通報制度の根拠と目的についてお願いいたします。

○市長公室長 制度の根拠につきましては、平成18年4月1日から施行されています公益通報者保護法でございます。

制度の目的につきましては、公益目的のために通報した労働者等に対して事業者が不利益な取扱いを行うことを禁止するなど、通報者の保護及び事業者や行政が取るべき措置等について定めることにより、通報者の保護及び法令遵守を図り、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展を促すものでございます。

○中井政友 本市では、この公益通報の要綱を今年令和7年1月20日に制定されたとあります。

内容においては、さきのように課題が残ると考えています。

県内自治体の公益通報制度について比較させていただきます。県内でこの公益通報についての条例や要綱を持つ自治体については、どのように把握されているのかをお願いいたします。

○市長公室長 公益通報に関する定めがある県内の状況につきましては、条例で定めておりますのは大和高田市、生駒市、三郷町、田原本町、上牧町でございます。

条例以外で定めを置いている状況といたしましては、県内12市では大和高田市及び生駒市以外に本市を含めました10市が要綱、要領及び基準を定めております。

○中井政友 ありがとうございます。

お隣の高田市もされているということでもあります。

公益通報要綱の香芝市の要綱の根拠となるのは、国の公益通報者保護法の枠組みです。目的は、市民の権利や利益の保護、市を含む公益事業法法令違反行為が生じ、または生じようとしている旨を事業者または行政機関に通報することをいい、そして本市の要綱にも、市の責務として制度の周知や相談体制の整備、公益通報者の保護、そしてそのための必要な措置を講ずるよう努めねばならないとあります。本市の事務執行、または業者の違法、または不正な行為について公益通報があった場合に、公益通報者保護法の趣旨に沿った調査、是正措置などの対応が必要となると考えますが、本市では具体的にどのような体制が整備されているのか、お願いいたします。

○市長公室長 内部通報でございましたら、香芝市職員等公益通報の事務処理に関する要綱により、外部通報であれば、香芝市外部公益通報の事務処理に関する要綱に基づき対応することとなります。

いずれの要綱も、公益通報者保護法及び消費者庁が定めるガイドラインに則して定めております。

また、体制といたしましては、内部通報の場合は市長公室長が公益通報管理者となり、事実調査を行い、通報対象事実があると認める場合は、市長などの執行機関が必要な措置を講じることとなっております。

外部通報の場合は、文書法制課長及び通報対象事実を所管する課長が事実調査を行いまして、対象事実があると認める場合は、違反する法律の規定に基づき是正命令や勧告等必要な措置を行うこととなっております。

○中井政友 香芝市の場合は2本、外部通報者の要綱、そして内部通報者の要綱を1月20日と1月27日に定められているというふうにありました。

この現在の市の要綱のように、職員からの内部通報について、内部で処理するのは公平性や透明性に欠ける場合があると。私もそう思います。独立した第三者の設置が必要ではないか、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○市長公室長 お答えいたします。

通報先が内部部署である場合、通報者にとって何らかの不利益があるかもしれないと不安に思うことはあると考えますが、職員に対する不利益な取扱いにつきましては、地方公務

員法の適用により、公平委員会に対して審査請求をすることができることとなっております。さらに、内部通報者に対しまして不利益な取扱い等を行う者がある場合は、懲戒処分等の対象となるものでございます。

一方で、第三者による通報窓口の場合、実情を知らない者が事実関係の聞き取りや調査を行うことになり、迅速性や効率性に欠けることが考えられます。また、本市のように職員数が限られる場合は、かえって通報した職員の特定につながる場合も考えられます。

本市としましては、公平性、透明性に欠けることがないように制度を厳格に運用し、内部による自浄作用をしっかりと働かせていきたいと考えております。

また、**第三者機関の設置につきましては、通報があるたびに設置することは現実的ではないと考えますが、内部通報の事実や事案の重大性を考慮いたしまして、事実の調査や検証等に当たりまして、公平性及び透明性を担保するために、必要に応じて検討したいと考えております。**

○中井政友 公益通報内容の中立性、公正な調査と通報者の保護について今お答えいただいたと思いますが、この役割については、市や業者に不利なことを言ったら内部でばらされるかもしれないという不安を抱えがちになります。独立した第三者機関が存在することで、安心して通報できるのではないかと。信頼性の確保や通報者の安心、執行部から独立した機関が必要だと考えます。特に県内でも進んだ市では、公益通報制度の説明を市のホームページにすぐ分かるように載せ、市民に啓発する取組や第三者委員会の設置、さらには公益通報があったこと、またその項目などが載せられている自治体もあり、すぐにホームページから分かります。本市においても、さらなる透明性の確保や社会的説明責任として第三者機関の設置や情報公開、公益通報の周知に努めていただきたいと思います。

次の質問に行きます。

「産業廃棄物中間処理場の排水について」

○中井政友 市や事業者による違法や不正な行為については、公益通報制度として充実を図っていくことが行政としての責任だと考えます。この次に述べる産業廃棄物の中間処理場の元職員の方々も私たちに通報していただきました。これも公益通報の一つではないかと。市全体に網をかけた今後公益通報制度は考えられると思いますが、今後どのように進められるかをお願いいたします。

○市長公室長 市や事業者において違法や不正な行為があった場合、通報者を保護することにより、通報の実効性を高め、速やかな是正につなげていくことが公益通報制度の目的であると考えております。

令和6年8月には日本弁護士連合会から、公益通報者保護法のさらなる改正と制度の充実を求める意見書が提出されており、令和8年度には意見書の趣旨を踏まえた法改正が予定されているところでございます。

本市といたしましては、違法または不正の通報者が公益を守る重要な存在であることに留意するとともに、公益通報者保護法に基づき通報者の保護の実効性を確保し、違法または不正の速やかな是正に向けて制度を厳格に運用することが行政の責任であると考えております。

○中井政友　さらなる改善をしていただき、市民にも、こういう制度があり、不安を抱えることなく、市政や行政について意見があればしていただける、こうした改善をしていただけたらというふうに思います。

次は、竹田川の水質検査について、3番目の質問をさせていただきます。産業廃棄物中間処理場の排水についてであります。

これについて水質検査の表を出しておりますので、最後のほうで説明をさせていただきます。

去る12月7日、日曜日、ふたかみ文化センターにおきまして、香芝二上山シンポジウム、「二上山の自然・文化と産業廃棄物問題を考える」というテーマでシンポジウムを行いました。参加者は280名を超え、大ホールがいっぱいになり、市民の関心の高さが浮き彫りになりました。また、集められた質問やアンケートには行政への厳しい意見も多々あり、私たちもしっかりと取り組む必要を感じた次第です。

奈良県は、この「二上山を愛する会」と言われる会において、異常があれば検査すると、9月8日県環境森林部水・大気環境課長が表明され、6月には第1回の水質検査を実施されました。しかし、1回のみの水質検査で、結果は異常なしと報告されました。これに対して12月、先日5日、県議会において我が党の山村議員が二上山の景観保全と環境対策について質問され、この水質検査の継続の必要性も訴えられました。

現在の産業廃棄物中間処理場は、県の資料では、果樹園も含めて国定公園内に面積約70万平米で開発、造成され、東京ドーム8杯分もの面積に達しています。さらに、年間約100万トンを超える汚泥が積み上げられ、実情は6,250トンになり、全国有数の事業規模になっています。

年間の利益は、公表されている財務諸表によると80億円とあり、利益が20億円とされており、現従業員の証言では、処理された産業廃棄物を持ち出されることなく積み上げろと言われ、中間処理されたはずの産業廃棄物が最終処分場まで持ち出されることはなく、その場で造粒固化という処理を事業者がされ、横に積み上げられ続けて、経費がかからず、利益率を高くしていると推測されます。この産業廃棄物処理された産廃がますます積み上がり、山になり広がっているのが状況です。この産廃の山から排水、流水が竹田川に流れ、葛下川や大和川を汚しているという状態です。

この状態が今後100年、200年続いた後にはどのようなになるのか。いろんな物質を含む造粒固化された盛土、本当に今後も安全と言えるのか。安全であれば、なぜ全国では同業者がこうした事業はされていないのか。こうした市民の疑問、不安は当然ではないでしょうか。市ができることとして、市民ができることとして、この愛する会が簡易キットではあっても、

既に30回以上の水質検査に取り組まれております。そして、様々な結果が出ており、参考資料の説明を後でさせていただきます。疑問を深められているところです。県や市の行う水質検査についても、さらに市民の立会いや公開の場で行うことを要求されています。

香芝市が行った水質検査、第1番目の質問については、いつ、どのようにされたのかをお願いいたします。

○市民環境部長 令和7年8月に実施しました水質検査につきましては、市内の7つの河川における計9地点で試料を採取し、生活環境の保全に関する環境基準及び人の健康の保護に関する環境基準に係る項目について分析をいたしました。7つの河川のうち、葛下川以外の河川については、生活環境の保全に関する環境基準は適用されませんが、分析の結果を評価するための手法として、同基準を参考として用いたほか、湖沼の環境基準も同様に参考にさせていただきます。その結果、生活環境の保全に関する基準に関する検査項目のおおむねは、全ての地点においては基準値の範囲内であったものの、一部基準値を超過した項目も見られました。

なお、人の健康の保護に関する環境基準に係る検査項目については、全ての地点において基準値の範囲内で行いました。

以上でございます。

○中井政友 市内9地点で行われたということで、市民の人が心配している竹田川上流についての検査について再度、どのように考えられているか、お願いいたします。

○市民環境部長 竹田川につきましては、生物化学的酸素要求量、BOD、全リン及び全窒素の検査項目について、参考とした基準値より高いものでございました。

以上でございます。

○中井政友 では、この参考資料をタブレットにも掲載させて、あ、してないか。紙として裏表で出されています。これについての説明をさせていただきます。

この検査については、市民の団体が2022年10月から今年度の10月までの検査を載せています。

左から日時や場所、そしてそのときの水温、検査場所、検査内容、それから先ほど言われたCOD、化学的酸素要求量です。CODとBODがありますが、CODはBODの化学的酸素と生物化学的にどれだけの酸素が必要なのか、元に戻すには、多いほど水が汚れているというふうにあります。

それから、窒素含有量、右に行くと、pHが高いほどアルカリ性であります。

右の端が、電気伝導度といいまして、水質や土の中の有機物の量を表しております。基準値は、そこにありますように、河川では50から500、工業・生活排水では500から1万までがあります。この電気伝導度については、水が多くなると薄まるということがありません。希釈されなくてもこの量が出てきます。

これを見ると、私が網かけした部分につきましては、この基準値を大幅に超えているのが分かります。そしてまた、日時によっても違います。県が検査されたのは2025年6月20日で

あります。このときの県の数値と違う、時間によっても変化するというものでありますが、大幅に違うのはなぜなのかということでもあります。

上流の産廃場においていろんな処理がされています。そのときの前後においては、こうして高くなるのが明らかではないでしょうか。造粒固化という名前を言っていますが、産業廃棄物を処理する過程において、洗浄する廃液が出ている、こういうふうにも思いますし、疑いではありますが、造粒固化から流出したいろんな物質が流れ出ている可能性さえあります。

この水質検査の継続を香芝市としても、市民の愛する会の方々には求められていますが、市はどのように考えられているのか、お願いいたします。

○市民環境部長 河川の水質は、おっしゃっていただいたように、水量や気温などの様々な要因により変化するものであるため、今後も継続して水質検査を行い、分析結果を注視していく必要があると考えてございます。

また、水質検査の分析に係る数値について、推移を考慮するとともに、必要に応じて奈良県と情報共有し、または適切な措置を講じるように働きかけていきます。

以上でございます。

○中井政友 よろしく申し上げます。

回数を重ねないと、いろんな数値が変化しますので、分からないということでもあります。また、項目についても、私たちが頂いたところでは電気伝導度まで計っています。こうした幅を広げること、また産廃場への県や市の権限、立入調査権を活用されることもさらに求めたいと思います。

「五位堂・志都美小学校建て替え工事に伴う基本設計について」

○中井政友 では、4番目の質問に行かせていただきます。五位堂・志都美小学校建て替え工事に伴う基本設計についてであります。

6月議会で有利な国庫補助が受けられると提案され、補正予算が成立しました。この予算に基づいて基本設計の仕様書を基に設計されると入札されました。保育や教育環境の問題点の課題の解決について、教育委員会や教育部、子ども家庭部はどのような議論の上で、どのように進められようかとされているのかお聞きしたいと思い、質問させていただきました。

現在の状況はどのようでしょうか。五位堂、志都美の2件の建築基本設計業務特記仕様書について、まずお伺いします。

教育総務部が一般競争入札され、11月5日に開札されたこの仕様書、業務については、履行期限はどのように設定されていますか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校及び志都美小学校の改築に係る基本設計業務の履行期限につきましては、契約日から令和8年3月27日までとさせていただきます。

なお、設計図につきましては令和8年2月13日、積算書につきましては令和8年2月20日

までに内容をまとめた書面を提出し、本市の担当職員の審査を受けた上で、履行期限内に成果品として完了させることとしてございます。

以上でございます。

○中井政友 設計図が来年の2月、積算書も来年の2月20日までにはできるということで、3月議会でもまた質問することもできるかなと考えます。

この設計予算の仕様書を見ますと、設計予算は五位堂小学校は6,000万円、志都美小学校では2,245万円で発注しているということであります。

五位堂小学校の改築に係る設計業務内容はどのような内容になっているのでしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校の改築に係る基本設計業務の内容につきましては、五位堂小学校における既存の建築物の改築工事に伴う基本設計を行うものでございます。

設計に当たりましては、新築する建築物は既存の小学校内に存する学童保育所、近接する五位堂保育所、隣接する五位堂幼稚園を一体とした複合施設として計画することとし、敷地につきましては、現在の五位堂小学校の敷地と五位堂幼稚園の敷地とを一体的に活用するものとして、関係各種法令上の許認可及び手続の期間等につきましても十分に検討を行うものとしてございます。また、敷地が隣接していない五位堂保育所につきましては、建築物の解体後、駐車場として利用する計画とすることとしてございます。

以上でございます。

○中井政友 改築と言われていますが、今の説明のように、ほとんど全面建て替えのような内容になっていると思います。仕様書には、五位堂小学校を一体とした複合施設として、小学校、幼稚園、学童保育所を一体とした複合施設、さらに学校敷地、幼稚園敷地を一体的に活用すると書かれていました。

では次に、志都美小学校の改築に係る基本設計業務内容についてはどのような内容でしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 志都美小学校の改築に係ります基本設計業務の内容につきましては、志都美小学校におけます既存の建築物の改築工事に伴う基本設計を行うものでございます。

なお、新築する建築物につきましては、当該小学校の敷地内に存する校舎の一部を対象として計画することとしてございます。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

続いて、中身のほうにも入っていきたいと思います。

五位堂小学校の改築に当たり、敷地面積や土地の活用に関する問題のほか、五位堂保育所を駐車場にするとされていますが、これはどのように考えられているのか、お願いいたします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校につきましては、公共施設等適正管理推

進事業債集約化・複合化事業の活用を視野に入れてございます。既存の各施設の総面積を全体として縮小して、五位堂保育所につきましては、建築物の解体後、駐車場として利用するものでございますが、五位堂小学校につきましては、あ、すみません。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校につきましては、運動場が狭いため、改築を効率的に進めていく必要があることから、コンクリート強度が12.2ニュートンパー平方ミリメートルである教室棟のほか、屋内運動場含め、全ての棟を改築する予定でございまして、改築に当たりましては、現在3階建てとなっている校舎を4階建てなどにして、校舎の占有面積を抑えながら運動場の面積を確保することとしてございます。

また、今後の基本設計等の結果を踏まえ、最終的に決定するものでございますが、財政上の観点から、国の有利な財源として公共施設等適正管理推進事業債集約化・複合化事業を活用することが必要であると考えておりまして、民間施設を利用している（後刻「民間施設は利用していない」に訂正）五位堂保育所及び五位堂幼稚園、これらをこども園化するなどして、改築する五位堂小学校にそれらを複合化することを含め、検討しているものでございます。つきましては、仕様書上もそのような内容としてございます。

以上でございます。

○中井政友 では、志都美小学校について質問させていただきます。

志都美小学校の改築に係る基本設計業務の仕様書において、当該小学校敷地内に存する校舎の一部を対象として計画すると書かれていました。この校舎の一部を対象として計画するの意味についてお願いいたします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 志都美小学校につきましては、全ての校舎を改築するわけではございませんで、当該小学校の敷地内に存する校舎の一部を対象としているという、このような意味でございます。

以上でございます。

○中井政友 校舎の一部を何かしらの施設に変えることがあり得るといふふうに思います。

仕様書中には、受注者の創意工夫、業務を請け負う会社ですね、それが創意工夫。アイデア、ノウハウ、技術力を生かした基本設計にするようにとありました。仕様書には、五位堂小学校では約50億円、志都美小学校では約20億円、税金込みの、この建設予定価格で建設をやっていくというふうにあります。

五位堂小学校及び志都美小学校の建設や基本設計業務の建設予定時期はいつでしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 国の有利な財源として公共施設等適正管理推進事業債集約化・複合化事業の活用を視野に入れておりますことから、当該起債の期限であります令和9年3月までに工事に着手し、令和12年3月までに工事を完了することを目指してございます。

以上でございます。

○中井政友 令和9年3月に工事を始めて、令和12年、3年かけて3月に完成する予定であると、そういうことです。その財源については、公共施設等適正管理推進事業債を活用してやりたいということでもあります。それについて私の試算は最後に述べさせていただきます。

仕様書の設計業務の内容について記載されている文中には、五位堂小学校及び志都美小学校の改築に係る基本設計業務に際し、様々な基本方針を提示させ、検証するとありますが、どのようなことか、もう一度説明をお願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 基本設計業務の仕様書におきまして、業務を進めるために必要な事項や、その決定のための考え方などにつきまして、原則として受注者が発注者に提案し、確認を得ることとしてございまして、複数の案が考えられる場合につきましては、関係する評価項目を複数上げて、各案のメリットとデメリットが体系的に分かるように比較表の形式等で発注者に提案することとしてございます。

提案されました基本方針案の検証につきましては、設計段階での方向性が適切か、実現が可能であるかなどを確認するために行われる重要なプロセスでございますことから、検証の際には、目的、法的要件、予算、機能性、環境配慮、安全性、地域との調和などといった様々な要素を考慮し実施する予定でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

設計業務受注者が様々な案を香芝市に提案し、そして香芝市と検証しながら確認していく作業を行うということでもありますね。

五位堂小学校、志都美小学校の改築に係る基本設計業務の仕様書には、さらに近隣住民の説明会が2回程度行うとありますが、どの時期にどのような内容でされる予定なのか、お考えをお願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 当該事業につきましては、香芝市市学校施設等整備計画におきまして優先して改築する学校施設等とされた五位堂小学校及び志都美小学校の既存の建物を改築するものであることから、仕様書で想定している住民説明会等につきましては、改築に当たって、その意匠や機能等についてご意見を求めるものではなく、工事概要等を説明するものとして想定してございますが、受託者から設計案が提出されました後に開催する予定をしております。

なお、回数につきましては2回程度としておりますが、具体的には現時点では決定してございません。

以上でございます。

○中井政友 改築ということなので、出来上がった時期に説明を行うというふうに言われました。

しかし、これは本当に役に立つかどうか分かりませんが、様々な案において、特に地域をよく知っている、また地域の実情を踏まえている市民の声を聞くこともとても貴重なことだと思います。市民が何を必要としているのかを聞いていただきたい、そういうことを思います。

次の質問に行きます。

設計業務仕様書には、受注者が発注者に提案し、確認を得ること、複数案ある場合は、各メリット、デメリットを体系的に上げて比較表を提案すること、関係書類の閲覧を希望する者には教育総務課まで問い合わせることとありますが、この提案内容や比較表は教育総務課に行けば誰でも閲覧できるのかどうかをお願いいたします。

○**教育部次長兼子ども家庭部次長** 仕様書に記載しております「関係書類の閲覧を希望する者は教育総務課まで問い合わせること」につきましては、あくまで当該業務の入札に当たり、入札参加者がその積算をするために必要な関係書類を閲覧させるために規定するものでございまして、それ以外の閲覧を想定するものではございません。

また、当該業務の受注者が提案する内容等につきましては、その時点におきましては未成熟である内容のものや本市が採択していないものが含まれるため、公にすることにより受注者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、閲覧に供することはできないものと考えております。

以上でございます。

○**中井政友** 閲覧については、事業者向けのことであるということで、分かりました。

次の質問に移ります。五位堂小学校の問題です。

五位堂小学校、保育所、幼稚園、学童保育所等の施設を一体とした複合化施設として計画されています。各施設において複数の管理者が存在することになります。管理上の違いから、幾つかの解決せねばならない問題がありますが、この問題について香芝市として提案していくのか、それとも業者に提案させるのかはどのようにお考えでしょうか。

○**教育部次長兼子ども家庭部次長** 五位堂小学校におきましては、五位堂保育所や五位堂幼稚園等を複合化することを検討してございますが、チャイムや生活音等の違いにつきましては、現在も五位堂小学校と五位堂幼稚園が隣接し、五位堂保育所も近接している中で特段の困難を生じていないものの、児童及び園児の生活リズムや活動内容が異なることから、建物及び運動場等につきましては、それぞれの機能を構造的に分離するなどし、管理運営を適切に実施することができるような対策が必要であると、このように考えてございます。

このような本市の基本的な方針を明確にした上で、設計段階におきまして調整することとしておりまして、基本設計業務において受注者に対して具体的な提案を求める予定でございます。

以上でございます。

○**中井政友** 課題については、香芝市教育委員会並びに教育総務課等で事業者に提案させていくという流れになるということですね。

では、五位堂小学校及び志都美小学校の改築に係る基本設計業務の仕様書では、現在の五位堂保育所がなくなり、駐車場になるというふうに記載されています。こども園化して校舎に入る場合に定員は何人か、何人を想定されているのかをお願いいたします。

○**教育部次長兼子ども家庭部次長** 五位堂小学校につきましては、公共施設等適正管理推

進事業債集約化・複合化事業の活用を視野に入れておりますため、既存の各施設の総面積を全体として縮小して複合化する必要がございますが、最終的な各施設の面積につきましては、受注者の提案により増減いたしますことから、人数をあらかじめ想定せず、受入れ可能な最大限の人数を求めることとしてございます。

以上でございます。

○中井政友 対象施設の総面積を減らすということを図っていくということで、ただその内容は、床面積を減らしていくという対象がこども園なのか学童保育所なのか小学校なのかはまだ未定だということで、将来の人口分布の推移も見ながら検討していくということだと思います。

同様のことですが、五位堂小学校の改築に当たり、五位堂保育所を複合化することを提案されていますが、そのことで新たな複合化に取り入れていくということですが、新たに保育所が別に必要にならないか。その場合はすみれ野の人口推移や五位堂駅北の高度利用が可能になれば、なおさら必要ではないかというふうに考えますが、その点についてお願いいたします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂地区におきましては、定員が十分ではなく、さらに令和7年（後刻「6年」に訂正）9月3日に策定いたしました第1次香芝市都市計画再編基本方針に基づきまして、高度地区による建築物の高さの最高限度や市街化調整区域の見直し等を含め、都市計画等による規制を適切に緩和することによりまして、近鉄五位堂駅周辺における再開発、人々の集う新たな商業施設の整備、マンション等の共同住宅や一戸建ての住宅の建設を促進していくこととしておりまして、今後において待機児童を発生させない取組を進めていくことが重要であると考えてございます。このため、周辺地域におきましては、民間の保育施設の誘致も含めて定員の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中井政友 今後の市の計画や市民の朝夕の動線等も考えていただいて、利便性が高い香芝市、魅力の高い香芝市にさせていただけたらというふうに思います。

次に、プールの問題についてに行きます。

五位堂小学校はプールを除却し、民間委託も視野に入れているとありますが、教育委員会においてはどのように議論されているのか、お願いします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 五位堂小学校におきましては、運動場が狭く、改築を効率的に進めていく必要があることから、五位堂小学校のプールを除却することも視野に入れ、民間施設の活用について検討する必要があるため、令和7年9月香芝市教育委員会会議定例会におきまして、その他案件としてプールの民間委託に関する意見交換を行ったところでございます。

なお、プール授業につきましては、民間施設を利用した水泳指導を検討しているところですが、近年全国の自治体におきましても、学校プールを廃止、民間施設を活用するという事例があることから、先例のない取組ではないとは認識してございます。

以上でございます。

○中井政友 プールがあることとないことでメリット、デメリットがあるというふうに思います。プール授業は現在、日本全国の学校で行われており、欠かすことができない、また子供たちも楽しみにしている授業内容だと思います。

市としては、プールを建設することで多額の費用が要る。また、複合化することで面積要件を満たすかどうかという問題が出てきますが、民間委託した場合は学校のカリキュラムを大幅に考えねばならない。また、新しく改築された後の学校が建っている限り、どこのプールで水泳授業するか検討し、確保し続けねばならない。50年、60年その状態が続くというふうになります。ぜひ教育委員会等でしっかりと検討していただきたい、そのように思います。

次の問いに行きます。

五位堂小学校や保育所及び五位堂幼稚園等の複合化を計画されていますが、複合化することによって活動時間帯や音、チャイムの問題、共用スペースの施設利用、競合する管理の問題、セキュリティと安全管理が複雑になります。こうしたことは運営主体間の連携が問題になります。こうした幾つかの課題や問題点がありますが、再度どのように考えられているのかをお願いいたします。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 すいません、1点、お答えさせていただく前に、先ほど私が答弁をさせていただきました中で、第1次香芝市都市計画再編基本方針につきまして、令和7年と申し上げましたが、令和6年の誤りでございます。訂正いたします。

続きまして、先ほどご質問いただきました内容につきましては、繰り返しの答弁になりますが、五位堂小学校におきましては、五位堂保育所、五位堂幼稚園とを複合化することを検討してございますが、チャイムですね、生活音等の違いにつきましては、現在も五位堂小学校と五位堂幼稚園が隣接し、五位堂保育所とも近接する中で、特段の困難を生じてないものの、児童及び園児の生活リズムや活動内容が異なることから、建物及び運動場等につきましては、それぞれの機能を構造的に分離するなどし、管理運営を適切に実施することができるような対策が必要であると考えておりますので、このような本市の基本的な方針を明確にさせていただいた上で、設計段階において調整していくこととしておりますので、基本設計業務において受注者に対して具体的な提案を求める予定でございます。

以上でございます。

○中井政友 複合化すると合理的というふうに思えるけれども、複雑になる、課題が多く出てくる、そういうデメリットがあると考えます。

また、学校や保育所等でも、規模が大きくなるほど目が届かなくなる。もう自分の担当する子供を見ていく、目を届かせるだけでいっぱいになるというのが現場の教員や保育士の思いではないでしょうか。ぜひその点についてもしっかりと議論していただけたらというふうに思います。

最後にですけれども、この複合化に当たって資料に添付いたしました、五位堂・志都美

小学校の建築基本業務特記仕様書中の学校建設費を試算してみましたので、ご紹介します。

この仕様書において書かれていました五位堂は50億円、志都美小は20億円で試算し、公共施設等管理推進事業債を利用した場合、充当率は90%、交付税率は50%で計算いたしました。

1は五位堂、2は志都美です。合わせると、地方負担として香芝市の負担は7億円になりますが、後年度負担になっていく地方債においては、合わせると31.5億円の地方債が出てきます。地方債がこの制度を利用すると増えていく。dについては、学校教育施設等整備事業債、充当率75%、交付税措置率70%で、さらに財源対策充当債等や交付税等があれば、実質地方負担率は20%と言われ、五位堂では10億円、志都美では4億円、合わせて14億円が地方負担になるのではないかというふうに考えます。ただ、cのところでは学校教育施設等整備事業債だけを使った場合を試算しました。この場合では、2校合わせたら17.5億円の地方負担、地方債においては15.75億円です。このaとcを比べますと、aの場合は地方負担が少ないけれども、後年度になる地方債が増えてしまう。cの場合はその逆であります。この地方負担においても、一般財源に求めるのか、基金に求めるかの課題になってくるのではないのでしょうか。こうしたメリット、デメリットを市全体の財政、会計を見ながら運営していくことが必要です。

香芝市は今後においてもこうした公共施設の更新が課題になってきます。メリット、デメリットを見据えながら、今後の計画を進める必要がありますし、学校においては、教育内容、どういうふうな教育的な効果があるのか、こうしたことも同時に考えていくべきではないかと、こういうふうな意見をさせていただき、提案させていただきました。

今回、4点について代表質問させていただきました。ご答弁、ありがとうございました。これにて終わります。

○教育部長 失礼いたします。

先ほど、中井議員の質問の中で、大西次長の答弁で五位堂保育所は民間施設を利用している旨のような答弁がございましたが、五位堂保育所は民間施設は利用しておりませんので、修正答弁させていただきます。